

河東地区コミュニティ運営協議会規約

(名称)

第1条 この会は、河東地区コミュニティ運営協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、河東地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティ・センターを中心として、河東地区住民の総意に基づき連帯協調して社会教育青少年の育成、福祉、健康、環境、産業の振興等の事業活動を展開するとともに、市との協働事業を推進し地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 河東地区コミュニティ・センターの管理運営に関する事項
- (2) 河東地区内の総合的施策に関する事項
- (3) 河東地区諸団体の事業活動に関する事項
- (4) 市の行政施策に対する支援・協力並びに要望に関する事項
- (5) 河東地区の「地域づくり」のためのイベント等の施策に関する事項
- (6) 行政サービスに関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、河東地区住民をもって組織し、総会、運営委員会、役員会、区長会、部会、事務局を設置する。